日本共産党県議団 尾村利成

一問一答質問項目表

1. 経済的事由による受診抑制防止策と未納社会保険料への差し押さえについて

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えで、多くの医療機関が経営難に直面している。医療機関への受診抑制は、①コロナ感染への不安、②コロナ禍による経済困窮の広がりに起因している。コロナ禍のもと、倒産・廃業や雇い止めが増加し、多くの方々が困難に陥り、医療費の支払いに困り、受診すべき健康状態にもかかわらず、受診を控え、重症化する事例が発生している。生活困窮者の受診抑制の実態をどのように認識しているのか伺う。(健康福祉部長)
- ② 国民健康保険料・税ならびに介護保険料の滞納者に対する差し押さえ状況を伺う。 (健康福祉部長)
- ③ 国保料・税の滞納者への年金の差し押さえ状況、そして年金支給日を狙い撃ちにした差し押さえ状況を伺う。(健康福祉部長)
- ④ 給与・年金の生計費部分の差し押さえや、児童手当など差し押さえ禁止財産を狙い撃ちにした差し押さえは違法である。保険証を取り上げられた人の医療費は全額自己負担(10割負担)となる。差し押さえによって預金を押さえられれば、治療費はもちろんのこと、生活費までも奪われ、生きる糧を失う状態になる。無慈悲な差し押さえは、生活困窮者をさらに追い詰めるものであり、行政が受療権を奪う行為と言わざるを得ないと考えるが、所見を伺う。(健康福祉部長)
- ⑤ 保険料滞納者に対する年金支給日を狙った差し押さえや滞納処分を執行することで 生活を困窮させる差し押さえは許されない。防止策、改善策を強く求めるが、所見を 伺う。(健康福祉部長)
- ⑥ 経済的事由により医療費の支払いが困難な方を対象とする無料低額診療がある。 その事業概要と県内での実施状況を伺う。(健康福祉部長)
- ⑦ 経済的事由で医療が受けられない方に対し、生活困窮者自立支援相談窓口や無料 低額診療事業制度を周知するなど、受診抑制を防止する施策を強化すべきと考える が、如何か。(健康福祉部長)

2. 島根原発について

① 中国電力は、2010年(平成22年)に511か所もの点検漏れを起こし、「不正をしない」「ルールは守る」と県民に約束していた。しかし、その後、2015年には低レベル放射性廃棄物を処理する機器の検査報告書を偽造した。そして、今年になって、放射性廃棄物を保管するサイトバンカ建物の巡視業務を怠っていたことが明らかになった。度重なる法令違反に県民の不信と怒りが高まっている。県として、中国電力に対し、サイトバンカ建物の巡視未実施問題に関する住民説明会開催を強く要求し、県民への説明責任を果たさせるべきと考えるが、所見を伺う。(知事)

- ② 宮城県の村井知事が東北電力・女川原発2号機の再稼働に同意を表明した。女川原発2号機は、福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉であり、沸騰水型原子炉再稼働への地元同意は、福島事故後初めてのものとなる。沸騰水型原子炉である島根原発2号機の新規制基準適合性審査は、2013年(平成25年)12月25日に申請され、審査が開始されて7年となる。中国電力の清水社長は、審査は終盤との認識を示しているが、県として審査の進捗状況をどのように考えているのか伺う。 (防災部長)
- ③ 原発の安全審査において、国任せ、国の審査待ちの受け身の姿勢では、県民の命と 安全を守ることはできない。県独自の検証が必要と考える。県の原子力安全顧問会 議には、自然災害対策、原子炉施設の安全対策、避難対策の3つの小会議が設け られている。県としてどのように検証を行っているのか伺う。(防災部長)
- ④ 女川原発は、牡鹿半島の付け根近くにあり、主要道路は海岸沿いに曲がりくねっており、迅速なる避難は極めて困難視されている。実効ある避難計画は未策定であり、県民の7割が反対している中において、女川原発2号機の再稼働に同意した宮城県知事の判断は拙速であると考える。島根県においても、コロナ禍のもと、あらゆる課題が山積しており、実効ある避難計画なしに再稼働などあり得ない。島根県としては、再稼働を不安に思う県民の声にしっかり耳を傾けるべきと考えるが、如何か。(知事)

3. 県民の県政参画と直接請求制度について

- ① 松江市役所本庁舎の建て替え事業を巡り、「建設事業を中断し、市民との対話を踏まえて再考する」ことの是非を問う直接請求署名に対し、1万4000人もの有効署名が寄せられた。松浦市長は、「市議会の意思決定後の住民投票は、それまでの議論を無にすることになりかねない。直接請求を行使するにはタイミングがあり、いろんな手続きが終わってから行われるのは、権利の乱用と言ってもいい」との住民自治への挑戦とも言える発言を行った。地方自治法に定められた直接請求制度は、「間接民主主義の欠陥を補強し、住民自治の徹底を期するもの」と考えるが、所見を伺う。(知事)
- ② 県民に信頼され、県民が主人公の県政を実現するため、県民の意思を県政に十分に反映させるべきと考える。県民の県政参画を真に実現するために、「自らと異なる意見」、「少数意見にも耳を傾ける」姿勢を貫くべきと考えるが、所見を伺う。(知事)